

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月2日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第 8 号

八幡浜市五反田地区内において発生した追突事故に係る相手方との和解  
及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項  
の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 7 月 1 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 令和 4 年 3 月 7 日午前 1 0 時 3 0 分ごろ、八幡浜市五反田 1 番耕地 9 2 8  
番地 1 地先において、市所有原動機付自転車が、対向車を待つため停車して  
いた相手方車両の後方に追突したため、相手方を負傷させた。

このため、相手方の治療費、通院費、文書料及び慰謝料の全額を市が相手  
方に支払う。

(2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求  
は行わない。

(3) 損害賠償の額 3 4 4 , 4 2 6 円

